

広島市告示（安佐南区）第27号
令和8年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づき、広島市祇園福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地
 - (1) 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
 - (2) 代表理事 藤田 徹
 - (3) 東京都豊島区東池袋1丁目44番3号
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和7年3月25日
- 3 指定公金事務取扱者に収納事務を委託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日

令和 8 年 4 月 1 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の規定に基づき、広島市祇園福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により公表します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地
 - (1) 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
 - (2) 代表理事 藤田 徹
 - (3) 東京都豊島区東池袋 1 丁目 4 4 番 3 号
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 3 月 25 日
- 3 指定公金事務取扱者に収納事務を委託した期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日